

議案第18号

南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を
改正する条例

南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）
の施行に伴い、条例中の引用条項ずれを改正する必要があるため提案する。

南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例（令和5年南風原町条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。